

八戸市告示第353号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関から廃止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年12月19日

八戸市長 熊谷雄一

居宅介護事業者 (介護予防事業者)		居宅介護事業 (介護予防事業) の種類	居宅介護事業所 (介護予防事業所)		廃止年月日
名称 (開設者)	主たる事務所の 所在地		名称	所在地	
合同会社居宅 介護支援セン ターしらはま	八戸市大字鮫町 字妻ノ神11-1	居宅介護支援	居宅介護支援セ ンターしらはま	八戸市大字鮫町 字妻ノ神11-1	令和7年11月30日
医療法人柏陵 会	八戸市柏崎五丁 目5-17	通所リハビリ テーション・介 護予防通所リハ ビリテーション	あらい整形外科 デイケアセン ター	八戸市柏崎五丁 目5-17	令和7年10月31日